2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。

①　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「電気通信」に係る2023・2024年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　地域要件　地域要件は設定しない。

③　施工実績　2009年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

「同種工事」

・道路交通管理中央システム（ＥＴＣ、交通管制、電気通信中央（施設管制）、営業管理、電力遠制、総合防災などのシステムの中央装置）または道路用料金徴収設備の製作および工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）

なお、本工事における「製作」の定義は、自社での製作もしくはシステム構築（機器を調達し、発注者にて求める仕様にシステム構築及びシステムとしての総合試験を実施することをいう。）し、納入した実績工事をいい、単に機器を調達し、設置した工事は除く。製作実績については、内容のわかる資料を添付のこと。

④　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。

なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい。

また、現場施工をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる基準のうち下記ロ）の工事経験を有していなくともよい。

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・建設業法の許可業種「電気通信」にかかる資格を有すること

ロ）2009年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記③の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路交通管理中央システム（ＥＴＣ、交通管制、電気通信中央（施設管制）、営業管理、電力遠制、総合防災などのシステムの中央装置）または道路用料金徴収設備の工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ホ）工場製作タイプ等を適用する工事の場合、現場着手時までに、上記イ）～ニ）の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。

⑵　技術提案書　技術提案書の作成・提出を求める工事については、当該工事における技術提案（又は技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。また、技術提案書は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑶　品質確保体制確認書　本工事における品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。また、品質確保体制確認書は自己の責任において作成を行うこと。なお、品質確保体制確認書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑷　阪神高速道路株式会社契約規則第６条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑸　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑹　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑺　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領（平成17年阪神高速細則第26号）に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑻　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は入札説明書参照）

⑼　入札参加者間の資本・人的関係　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は入札説明書参照）

⑽　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体の参加形態を認めている工事において、共同企業体を結成する場合には、入札説明書を参照すること。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格をもって入札し、下記⑵の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。（詳細は入札説明書参照）

①　入札価格が契約制限価格以下の価格であること。

②　申請書等が適切であること。

なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。